

消防局ほか産業廃棄物収集運搬業務（その２）（単価契約）仕様書

1 業務名

消防局ほか産業廃棄物収集運搬業務（その２）（単価契約）

2 履行場所（排出場所）

別紙２のとおり

3 履行期間

令和６年５月１日から令和７年３月３１日まで

4 業務内容

（１）収集運搬業務

ア 各施設からの排出物の収集運搬作業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令・規則を遵守し誠実かつ安全に業務を遂行すること。

イ 排出物の収集は、発注者が設置した廃棄物保管用コンテナから行うこと。

ウ 収集した排出物を途中で保管、または積替えを行わないこと。

エ 運搬中は収集した排出物が飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じること。

オ 本業務の受注者は、作業従事者に対して常に細心の注意と誠意を持って作業するように指導すること。

カ 処理に従事する職員であることを明確にするための清潔な服装と、本人を確認する名札を着用させること。

キ 従事する職員が安全に作業を行えるよう環境を整備するとともに、健康管理に十分留意すること。

ク 消防局職員や履行場所への来庁者に対する言葉や態度には十分注意し、業務履行には誠意をもってあたること。

ケ 収集した排出物は、別紙１に掲げる搬入先（排出物の処分業務を行う所在地）に搬入すること。

なお、別紙１の搬入先については随意契約により契約締結する予定であり、本入札時点では見積徴取を終えた段階である。令和６年４月１日以降に契約締結予定であるが、受注者の都合等により搬入先が変更することがある。

(2) 排出予定数量等

ア 排出予定物は事務室等から排出される混合廃棄物で、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくずであり、有害廃棄物は含まず形状のまま排出する。

イ 排出予定数量及び回収頻度

混合廃棄物 6,500 k g

回収頻度 別紙2参照

ただし、あくまでも予定量・予定回数であり変動することがある。よって、排出量・収集運搬回数を確約したものではない。

ウ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化に関する事項：なし

エ 他の産業廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項：なし

オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項：なし

カ 石綿含有産業廃棄物：なし

キ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項：なし

ク 輸入廃棄物：なし

ケ 委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、発注者は受注者に対し速やかに口頭、電子メールもしくは書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

(3) 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

ア 産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwmet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

イ 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。

なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。

ウ 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開確認番号を発注者へ提示すること。

エ 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

(4) 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりである。受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。

〈産業廃棄物収集運搬業〉
許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業区分：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：

(5) 事前打ち合わせ、提出書類について

ア 受注者は運搬作業の方法、実施日、順序等について、発注者と十分打合せを行った後、各施設の収集日が分かるよう工程表を作成し、発注者の確認を受けること。

イ 「産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しを提出すること。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づいた大阪府知事からの産業廃棄物収集運搬業許可であること。

また、許可には、以下の産業廃棄物の種類が含まれていること。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、ゴムくず

5 料金の請求・支払い

(1) 料金の請求は、毎月業務完了後に行うものとする。

(2) 1ヶ月の産業廃棄物収集運搬業務料金については、次の方法で計算すること。

(1ヶ月の産業廃棄物収集運搬業務料金) =

(1ヶ月の税抜き産業廃棄物収集運搬業務料金) × 1.1

(3) 1カ月の税抜き産業廃棄物収集運搬業務料金については、次の方法で計算すること。

(1ヶ月の税抜き産業廃棄物収集運搬業務料金) =

(1ヶ月に収集運搬を行った産業廃棄物の重量) × (収集運搬1kg単価)

ただし1ヶ月の税抜き産業廃棄物収集運搬業務料金は、1円未満を切り捨てるものとする。

また、1ヶ月に収集運搬を行った産業廃棄物の重量とは、別紙1に記載する産業廃棄物処分業者の計量した重量を採用し、算出するものとする。

(4) 業務完了の確認は業務完了届及び電子マニフェストにて行うものとする。

(5) 算出した請求金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

ア 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

イ これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

ア 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

イ 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、発注者へ提出しなければならない。

ウ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

ア 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

イ 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

ウ 発注者は、受注者が発注者に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

エ 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者がアに定める報告及び届け出又はイに定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

7 業務履行における注意義務等

(1) 受注者は、業務従事者に対し以下の研修・教育・指導を行わなければならない。

ア 業務の開始日から直ちに適正に業務を履行できるよう、事前に業務従事者に対して十分な研修等を行うこと。なお、その費用については受注者の負担とする。

イ 適正に業務を行うため、また交通事故・労働災害等を防止するために、業務従事者に対し、次の（ア）から（エ）に掲げる項目の十分な研修等を行ったうえ、本業務に従事させること。

（ア）安全運転に関すること。

（イ）安全作業（機械操作、積込方法、収集場所確認等）に関すること。

（ウ）作業内容に関すること。

（エ）廃棄物処理法、道路交通法、その他関係法令に関すること。

ウ 本業務開始後も上記イの研修を定期的に行うこと。

エ 受注者は運転に従事する者に対して、業務従事前には毎回アルコール類を飲用していないこと及び免許停止・取消等の処分を受けていないことを確認しなければならない。

オ 受注者は、定期的に業務従事者の健康状態を確認するとともに、業務従事時には、業務従事者の健康状態を留意し、本業務遂行に支障があると判断される場合には、代替の業務従事者を用意すること。

カ 業務従事者の労務管理に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。

（２）車両の故障・事故等により、当日中に行うべき業務を完了し得ない場合は、速やかに代替車を使用し、当該業務を完了させること。

8 環境への配慮

（１）受注者は、大気汚染の防止等を勘案し、より環境への負担の少ない車両の使用に努めること。

（２）受注者は、地域貢献や社会貢献に努めること。

9 その他

（１）作業時の安全管理には万全の注意を払うこと。

（２）受注者は、当該業務に使用するすべての車両を任意自動車保険の対人・対物賠償保険に加入し、その写しを監督員に提出すること。

（３）受注者は、本業務において、第三者との事故・問題等が発生した場合は、受注者の責任により誠意を持って解決にあたりるとともに、その経過、内容を速やかに発注者に報告すること。

（４）発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又

は発注者は、次の措置を講じなければならない。

ア 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

- (5) 本業務に使用する運搬用具、機材、燃料等の費用についてはすべて受注者が負担するものとする。
- (6) 本業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む）に関して、本市は、一切の責任を負わない。ただし、その損害が本市の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して定めるものとする。

(別紙1)

搬 入 先 処 分 場

○産業廃棄物の搬入先

名称：株式会社ダイカン 堺事業所

所在地：堺市西区築港新町3丁31番地

電話番号：072-245-1851

※上記搬入先が定期改修等により受け入れ不可能な場合、下記処分場への搬入となる場合がある。(履行期間のうち2か月程度)

名称：株式会社ダイカン 本社

所在地：大阪市鶴見区焼野3丁目2番79号

電話番号：06-6913-2222

(別紙2)

署所名	所在地	回収頻度
消防局	堺市堺区大浜南町 3-2-5	1 週間に 1 回
堺消防署	堺市堺区市之町西 1-1-27	2 週間に 1 回
堺消防署三宝出張所	堺市堺区三宝町 5-287-1	4 週間に 1 回
堺消防署旭ヶ丘出張所	堺市堺区旭ヶ丘中町 1-1-26	4 週間に 1 回
堺消防署三国ヶ丘出張所	堺市堺区北三国ヶ丘町 4-4-9	4 週間に 1 回
中消防署	堺市中区深井沢町 6-6	2 週間に 1 回
東消防署	堺市東区日置荘原寺町 138-5	2 週間に 1 回
東消防署登美丘出張所	堺市東区大美野 33-26	4 週間に 1 回
西消防署	堺市西区鶴田町 29-18	2 週間に 1 回
西消防署臨海分署	堺市西区浜寺諏訪森町西 3-303-3	4 週間に 1 回
南消防署	堺市南区原山台 1-14-1	2 週間に 1 回
南消防署福泉出張所	堺市南区稲葉 1-3142-5	4 週間に 1 回
南消防署茶山台出張所	堺市南区茶山台 1-1-3	4 週間に 1 回
北消防署	堺市北区新金岡町 4-1-2	2 週間に 1 回
北消防署百舌鳥出張所	堺市北区百舌鳥梅町 3-51-7	4 週間に 1 回
美原消防署	堺市美原区黒山 6-1	2 週間に 1 回
高石消防署	高石市西取石 1-27-23	2 週間に 1 回
高石消防署高師浜出張所	高石市高師浜 4-15-34	4 週間に 1 回
大阪狭山消防署	大阪狭山市狭山 1-2384-1	2 週間に 1 回
大阪狭山消防署 ニュータウン出張所	大阪狭山市大野台 2-1-3	4 週間に 1 回
救急ワークステーション	堺市西区家原寺町 1-1-3	2 週間に 1 回
総合防災センター	堺市美原区阿弥 129-4	2 週間に 1 回

※堺消防署については、令和 6 年秋頃に堺市堺区出島浜通 1 番地内に移転予定。